

○釧路市民バス使用条例施行規則

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日

釧路市規則第 4 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釧路市民バス使用条例（平成 1 7 年釧路市条例第 3 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 釧路市民バスの休業日は、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

(使用時間)

第 3 条 市民バスの使用時間は、午前 8 時から午後 6 時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の範囲)

第 4 条 条例第 3 条第 4 号に規定する福祉関係団体は、阿寒町区域（合併（平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日の 3 市町の合併をいう。）の前日において、阿寒町に属する区域をいう。）において合併の日の前日まで活動していた次の団体とする。

(1) 阿寒町老人クラブ連合会及び各地区老人クラブ

(2) 釧路支庁地区身体障害者福祉協会阿寒町分会

(使用申請)

第 5 条 条例第 5 条の規定により市民バスの使用の承認を受けようとする者は、使用しようとする日の 1 0 日前までに市民バス使用申請書（様式第 1 号）を所管する所属長を経由し、市長に提出しなければならない。

(使用決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による使用の申請があった場合において、使用の承認をしたときは、市民バス使用決定通知書（様式第 2 号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により決定通知書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が市民バスを使用するときは、当該決定通知書を携行し、これを提示しなければならない。

（使用変更等の届出）

第7条 使用者は、市民バスの使用を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、市民バスの使用日の5日前までにしなければならない。

（利用区分）

第8条 市民バスの利用区分は、次の表の左欄に掲げる利用人員に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

利用人員	利用区分（車両定員）
1 1人以上2 9人以下	中型自動車（1 1人以上2 9人以下）
3 0人以上	大型自動車（3 0人以上）

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の阿寒町民バス使用条例施行規則（平成15年阿寒町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月31日規則第26号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第9号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

市 民 バ ス 使 用 申 請 書

使用団体名又は 使 用 機 関 名			
使用目的又は 事 業 名			
使用期間及び時間	年 月 日 午 時 分 から 年 月 日 午 時 分 まで		
	始発の場所及び時間(具体的に記入のこと。)	利用 人員	人
運 行 経 路 及 び 行 先 (宿 泊 地) ※おおむねの時間 を記入すること。			
使 用 責 任 者 名 及 び 連 絡 先	電 話 ()		
その他参考事項			

上記のとおり市民バスの使用を申請します。

年 月 日

申請者 団体・機関名

代表者氏名

釧路市長あて

様式第2号(第6条関係)

市民バス使用承認決定通知書

使用団体名又は 使用機関名	
使用目的又は 事業名	
使用期間 及び時間	年 月 日 午 時 分 から 年 月 日 午 時 分 まで
運行経路及び 行先(宿泊地)	
使用条件	

上記のとおり市民バスの使用を承認します。

年 月 日

釧路市長

印

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）